

秦野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて

秦野市職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年2月24日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

人事院による「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」を考慮して、本市非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等をするため、改正するものであります。

秦野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

秦野市職員の育児休業等に関する条例（平成4年秦野市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア（ア）を削り、同号ア（イ）を同号ア（ア）とし、同号ア（ウ）を同号ア（イ）とする。

第20条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第24条を第26条とし、第23条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における処置等）

第24条 任命権者は、職員がその任命権者に対し、その職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準じる事実を申し出たときは、その職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係るその職員の意向を確認するための面談その他の処置をとらなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、その職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する処置）

第25条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる処置をとらなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する処置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第9号 秦野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 非常勤職員のうち、次のいずれかに該当する職員以外の職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する職員</p> <p><u>(ア)・(イ)</u> (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員</u>（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 非常勤職員のうち、次のいずれかに該当する職員以外の職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する職員</p> <p><u>(ア) 同一の職に引き続き在職した期間が1年以上であること。</u></p> <p><u>(イ)・(ウ)</u> (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u>（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p>

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における処置等)

第24条 任命権者は、職員がその任命権者に対し、その職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準じる事実を申し出たときは、その職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係るその職員の意向を確認するための面談その他の処置をとらなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、その職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する処置)

第25条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる処置をとらなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する処置

(委任)

第26条 (略)

ア 同一の職に引き続き在職した期間が1年以上ある非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

(委任)

第24条 (略)

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

秦野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて

1 経過

令和3年8月10日に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」及び「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」において、国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」が示されました。

その措置のうち、「非常勤職員の育児休業等の取得要件緩和」及び「育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置」について、国家公務員においては、令和4年4月1日施行とされており、地方公共団体においてもその措置を講じるよう通知がありました。

このことを踏まえ、本市においても、秦野市職員の育児休業等に関する条例に規定されている非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等をするため、改正するものです。

2 改正の内容

(1) 非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和

育児休業及び部分休業の取得要件のうち、「同一の職に引き続き在職した期間が1年以上であること。」を削除するものです。

(2) 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する処置

「妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び取得意向確認のための処置」及び「育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する処置」について追加するものです。

3 施行日

令和4年4月1日